

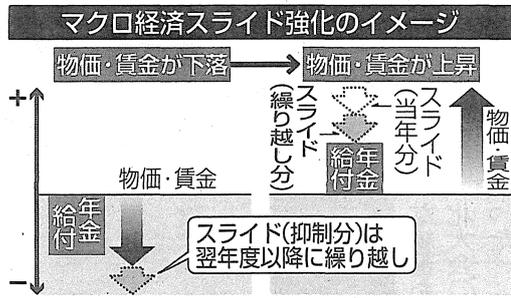
年金抑制強化18年度から

政府、今国会に法案提出

政府が今国会に提出する年金制度改革関連法案の全容が二十五日、分かった。将来世代が受け取る年金水準を確保するため、高齢者への給付を抑える「マクロ経済スライド」という仕組みを二〇一八年度から強化。パート従業員らの厚生年金加入を拡大し、一六年十月から、労使の合意があれば従業員五百人以下の企業でも可能にする。

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)への合議制導入など、組織改革は一七年度に実施。自民、公明両党の党内手続きを経て、三月上旬にも閣議決定する。

高齢者への年金給付は物価や賃金の変動に合わせて毎年改定される。マクロ経済スライドは、物価などの伸びよりも給付を低く抑える仕組みで、少子高齢化対策で〇四年に導入された。ただ物価が下がるデフレ時には、給付が低くなり過ぎないように、この仕組みを適用しないルールだ。これまでは一五年度しか実施されていない。改革案では、デフレ時に



見送った「抑制分」を翌年度以降に繰り越し、景気回復で物価や賃金が上昇局面に転じたら、まとめて適用する仕組みにする。パートなど短時間労働者は一六年十月から、従業員五百人以上の企業で厚生年金への加入が決まっている

年金制度改革関連法案の主な内容

施行日	見直し内容
2016年10月	・労使合意があれば500人以下の企業も短時間労働者の厚生年金加入可能に
17年10月	・年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織見直し
18年4月	・給付抑制策「マクロ経済スライド」を強化
19年4月	・国民年金に加入する女性の出産前後の保険料を免除 ・国民年金保険料100円程度引き上げ

るが、従業員五百人以下の企業でも労使の合意で加入できるようにする。自営業者や非正規労働者が加入する国民年金では、一九年度から女性の出産前後計四カ月間の保険料納付を免除。財源として全体の保険料を月百円程度値上げする。年金積立金を株式や債券で運用するGPIFの組織改革は一七年度に実施。

理事長に権限や責任が集中する体制を改め、新設の「経営委員会」が資産構成割合などの重要事項を決める合議制とする。焦点だった株式の直接売買解禁は見送った。

日本年金機構で複数の職員宿舍が使用されていない問題を受け、不要財産を国庫に返納できるようにする内容も盛り込まれた。